

便利です、**NEW** 新住基カード

住民基本台帳カードが変わりました

住民基本台帳カード(以下「住基カード」)が、平成21年4月20日より、本人確認機能が強化された新しいものになりました。
※今までの住基カードも引き続き使用可能です。

住基カード、ここが変わった!



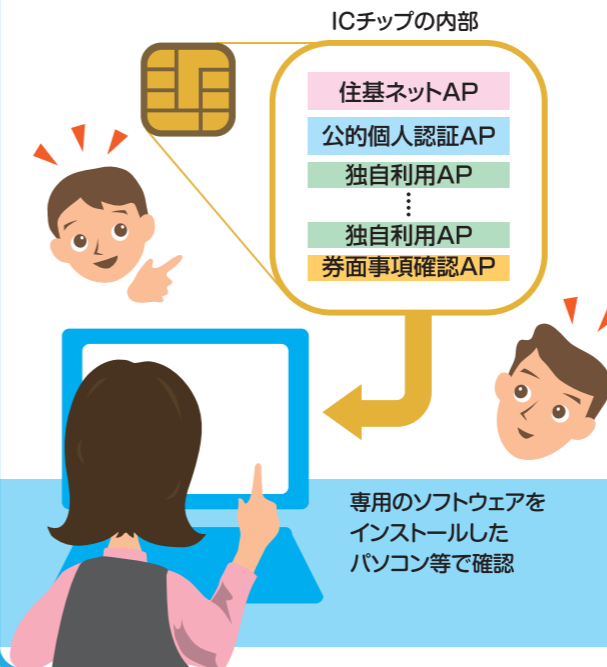
- 1 共通ロゴマーク
- 2 QRコード

1 共通ロゴマーク

住基カードに、全国共通のロゴマークが印刷されます。この共通ロゴマークには偽造防止措置が施されています。

2 QRコード

ICチップ内に、券面事項確認領域を新たに設定し、そこに券面事項を書き込むことになりました。その情報を専用ソフトウェアをインストールしたパソコン等により確認することにより、券面に記載されている事項が正しいものかどうか確認でき、券面の偽造・変造防止に役立ちます。この券面事項をICチップに記録したカードには、QRコードが印刷されます。QRコードとICチップ内の情報の組み合わせにより、年齢確認が可能です。



本人確認書類としての「写真付き住基カード」の重要性が増えています

- 住民票の写しなどの交付請求に
 - 市区町村窓口で住民票の写しなどの交付請求をする時の証明になります。
- 口座の新規開設に
 - 銀行で口座を新規に開設する時などの証明になります。
- 特に高齢者の運転免許証の返納後の本人確認書類として
 - 高齢者などが運転免許証を自主返納した場合に、代わりに本人確認書類としての役割を果たします。

住基カードは・・・

- ・ご希望の方に対して交付されるため、交付申請が必要です。
- ・写真付きと写真なしの2タイプがあり、どちらかを選ぶことができます。
- ・申請から住基カードの交付までに10日前後かかります。

手続きに必要なもの

- 官公庁発行の顔写真入りの身分証明書(運転免許証・パスポートなど)
※顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、健康保険証など本人確認のできるものをご持参下さい。申請書を出していただいてから、ご本人宛に照会文書を郵送し本人確認をさせていただきます。後日、照会文書を窓口までお持ちいただくようになります。
- 顔写真1枚(写真付きを希望される方のみ)
縦4.5センチ、横3.5センチの6か月以内に写した無帽・無背景
- 印鑑
- 手数料 500円

お問い合わせ先 三好市民課(電話 72-7609)または各総合支所市民課

国民健康保険税の 年金天引き「特別徴収」について

平成20年度の医療制度改正に伴い、65歳から75歳未満の国民健康保険の加入者で、一定の条件を満たす世帯主の方については、平成20年4月から国民健康保険税をあらかじめ年金から引かせていただく「特別徴収」が始まっております。

三好市においては平成20年10月から開始しています。

特別徴収の対象となる方

- ▽国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)
 - ▽年金を年額18万円以上受給し、介護保険料が年金から天引きされている方
 - ▽介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方
- この全ての条件を満たす場合、国民健康保険税が国保世帯主の年金から天引き「特別徴収」され、それ以外の方は、今までどおりの現金または口座振替による納付となります。

徴収月について

●特別徴収

4月から翌年2月までの偶数月(年金受給月の年6回) ※4月・6月・8月・10月・12月・2月の徴収を本徴収といえます。

○普通徴収

7月から翌年2月の年8回 特別徴収されている世帯で、年度途中に加入者が増えた・所得の更正があった等により税額が増額となった場合には、特別徴収に加え普通徴収により保険税を納めていただくことがあります。

また、本年度10月から特別徴収が始まる方については、7・8・9月は今までどおりの納付(納付書または口座振替)となります。(口座振替を全期前納で申し込まれている方については1〜3期分が7月23日に振替となります)

なお、年度途中に税額が減額となった場合には、特別徴収が中止となり普通徴収に切り替わります。さらに、国保世帯主が75歳に到達する年度は普通徴収となります。

手続き方法について

- 口座振替に変更する
- 変更しない(年金から支払う)

● 口座振替の申し込み

している ↓ していない ↓

金融機関窓口(※1)で「口座振替申請書(※2)」を提出(必要なもの)
振替口座の預貯金通帳、届け出印

市役所窓口で「申し出書」を提出(必要なもの)
印鑑

市役所窓口で「申し出書」を提出(必要なもの)
口座振替申請書(申込者控え)・印鑑

※1 口座振替できる金融機関
阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、高知銀行、徳島信用金庫、四国労働金庫、阿波みよし農業協同組合、ゆうちょ銀行及び郵便局(順不同)

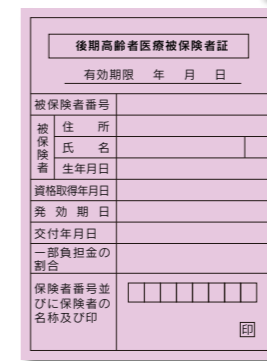
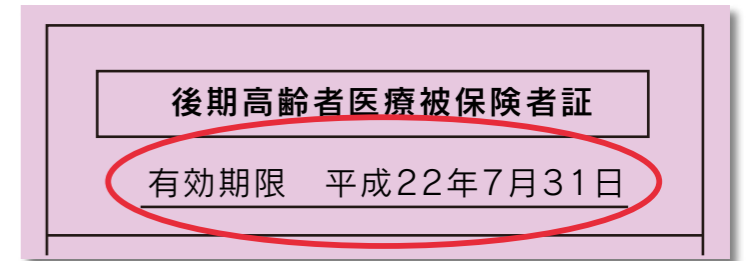
※2 「口座振替申請書」は三好市役所税務課、各総合支所市民課および上記金融機関の三好市内の各支店に備えています。

お問い合わせ先
三好市税務課国民健康保険係
(電話 72-7615)

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に加入されている方には、有効期限が「平成21年7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証」を、一人に一枚お渡ししています。

7月下旬に保健医務課から、有効期限 平成22年7月31日と記載された新しい被保険者証（色はこれまでと同じ紫色）をお届けします。8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんが、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。古い被保険者証は8月1日以降、市へお返しください。



ご確認ください
新しい被保険者証の有効期限は、平成22年7月31日になっています。



3割負担となる方

・被保険者が1人の場合
住民税課税所得が145万円以上で、総収入の合計額が383万円未満は1割負担に（申請が必要）、383万円以上の場合3割負担となります。ただし、70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（白色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成21年7月31日」となっています。平成21年度も住民税非課税世帯で、引き続き「後期高齢

一部負担金の割合の判定方法

平成21年8月1日から平成22年7月31日までの一部負担金の割合（1割または3割）を平成20年中の所得に基づき、改めて判定します。

1割負担となる方

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の方。

その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割負担となります。（申請が必要）
・被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいて、被保険者の総収入の合計額が520万円未満は1割負担（申請が必要）、520万円以上は3割負担となります。

者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を利用される方は更新手続きが必要です。6月に徳島県後期高齢者医療広域連合事務局からお送りした認定申請のお知らせをご覧ください。保健医務課または各総合支所市民課へ申請してください。

お問い合わせ先
三好市保健医務課
電話 72-7613



三好市の住宅用太陽光発電システム補助制度

平成21年度三好市住宅用太陽光発電導入補助金

募集期間 平成21年7月6日～平成22年2月2日

補助率 1kwあたり7万円

上限 10kw

交付条件

- ・国が実施する補助事業と併せての利用であること。
- ・市税を完納していること。
- ・日照条件等、その他交付要綱に定める条件を満たしていること。

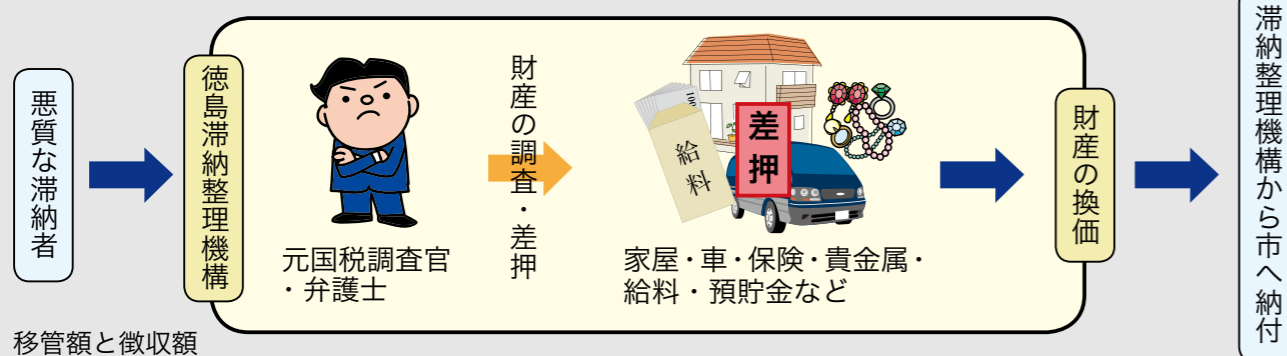
三好市では太陽光発電の普及拡大のために、住宅への太陽光発電システム設置を支援します。詳しくは、三好市ホームページ (<http://www.city-miyoshi.jp>) をご覧ください。

お問い合わせ先
三好市まちづくり推進課 電話 72-7607

税金の徴収と差し押さえの強化

三好市では適正な税の徴収を図ることで、負担の公平と財政の基盤確保につとめるため、滞納整理を進めています。特に財産・収入があるのに納める意思のない悪質な滞納者については、徳島滞納整理機構に徴収事務を委託します。機構では弁護士や元国税調査官などを顧問に招き、高度な徴収技術を駆使して財産を調査し、差押、公売をします。

※機構に移管されますと三好市役所と滞納者のやりとりはできなくなります。



移管額と徴収額	18年度	19年度	20年度
移管額	1,535万円	2,217万円	1,604万円
徴収額	1,109万円	1,690万円	1,363万円

お問い合わせ先
三好市税務課収納室 電話 72-7636

平成21年度三好市奨学生2次募集

今年度はこのたびの経済危機等の事情により、修学が困難な状況になった在学学生を対象に、年度途中の2次募集を行うことにしました。

貸与条件

- ①三好市内に住所を有する父または母の子であること。ただし、父および母が共にいない方については、本人が三好市内に住所を有すること。
- ②高等学校、高等専門学校、大学、短期大学または専門学校に在学する方。
- ③経済的理由により修学が困難と認められる方。

奨学金貸与の流れ

経済的理由から奨学金の貸与を希望される方は、申請手続きを行っていただきます。申請者は奨学生選考委員会により審査し、採用候補者を決定します。

奨学金の貸与額（月額）

高等学校1万2千円、高等専門学校2万1千円、大学・短期大学・専門学校4万4千円。
6月、9月、12月、3月の各月末までに3か月分

を合算して、指定された奨学生本人名義の口座に振り込みます。なお、2次募集の貸与期間の始期は平成21年10月分からとなります。

貸与期間

在学する学校の正規の最短修業年限が修了するまでの期間。

奨学金の返還

貸与終了後1年を据え置き、その後10年以内に返還していただきます。

奨学金の申込期間

貸与を希望される方は、8月20日までに、左記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

三好市教育委員会
学校教育課奨学金係
電話 72-3555

